

# 新たな原料原産地表示制度 スタートしています！

原料原産地表示制度とは、加工食品に使用された原材料の原産地を表示する制度です。食品表示基準の改正により、国内で製造する全ての加工食品の重量割合上位1位の原材料について、原料原産地の表示が必要になります。

移行期間を過ぎて製造した食品は、新しい基準に従った表示でなければ販売できません。移行期間が終了する前に、計画的に表示の切り替えを完了させてください。



事業者の皆様、新しい表示基準に基づく表示に切り替えていませんか？  
新しい表示基準への移行期間は以下のとおりです。

2022.4.1

2017.9.1

新・旧表示可

新表示のみ可

移行期間

商品名：ミルクドーナツ

名 称	洋菓子
原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、牛乳、ショートニング（大豆を含む）、液鶏卵、ぶどう糖、コーンフレワー、脱脂粉乳、植物油脂、食塩、でん粉、卵黄粉（卵を含む）、植物性たん白／ベーキングパウダー、乳化剤、香料
内 容 量	1 個
消費期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	直射日光、高温多湿を避け、常温で保存してください
製 造 者	福岡洋菓子株式会社 福岡県〇〇市〇〇町△-△

## ◆原料原産地名の表示方法



使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料（=対象原材料）の原産地を、次のどちらかの方法で表示します。

- A 原材料名欄の対象原材料の次にカッコを付して表示  
B 一括表示枠内に、別途「原料原産地名欄」を設けて表示

① 重量割合上位1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。

- A 原材料名欄の対象原材料の次にカッコを付して産地を表示

原材料名	小豆（国産）、〇〇・・・
------	--------------

- B 別途「原料原産地名欄」を設けて、産地の次にカッコを付して対象原材料を表示

原料原産地名	国産（小豆）
--------	--------

食品表示基準別表15の1に掲げる食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎりは個別に原料原産地表示の規定を設けています。

② 重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合は、その製造地を表示します。

- A 原材料名欄の対象原材料の次にカッコを付して製造地を表示

原材料名	小麦粉（国内製造）、〇〇・・・
------	-----------------

- B 別途「原料原産地名欄」を設けて、製造地の次にカッコを付して対象原材料を表示

原料原産地名	国内製造（小麦粉）
--------	-----------

## ◆ 原料原産地名表示のポイント

### ① 対象原材料の原産地を、国別、重量順に表示します。

- ・産地が複数ある場合は、**重量割合が高い順**に表示します。製造地の場合も同様です。
- ・生鮮食品の産地は、「国名のみ」又は国名に「産」を付けて「○○産」と表示します。  
下記ポイント②の都道府県名等で表示する場合も同様です。



例

原材料名	小豆（国産、アメリカ産）
------	--------------

原材料名	小豆（国産、アメリカ）
------	-------------

- ・上記表示が原則ですが、対象原材料の産地が複数あり、産地の切替えや重量順の変動により、国別重量順に表示することが困難な場合は、例外として、一定の条件の下で「又は表示」が認められます。

### 「又は表示」とは

原材料の原産地として使用する可能性がある複数国を、過去の一定期間の使用実績又は今後の一定期間の使用計画に基づき、重量割合の高い原産地から順に「又は」でつないで表示する方法です。

<条件>

①根拠書類の保管

②過去の使用実績等に基づき表示したことを表す注意書きを付記

③一定期間における使用割合が5%未満である原産地については、当該原産地の後にカッコを付して、使用割合が5%未満である旨を表示

#### 【表示例①】

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産又は国産）、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

<表示例①の意味>

- ・豚肉は、**アメリカ産のみ、国産のみ、又はアメリカ産と国産の両方の産地のものが使用されている。**
- ・令和〇年の使用実績では、「**アメリカ産**」の方が**「国産」よりも多く使用されている。**

#### 【表示例②】使用実績から算出した国産が5%未満の場合

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ産又は国産（5%未満））、豚脂肪、…

※豚肉の産地順・割合は、令和〇年の使用実績

- ・例外の表示は、「又は表示」のほかにも、3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示する「大括り表示」や、これらを併用する表示方法もあります。

詳しくは消費者庁HPをご確認ください。

### ② 原産地は都道府県名等でも表示できます。

#### ・対象原材料が生鮮食品で国産の場合は次のような表示も可能

- 1) 農産物：産地の都道府県名その他一般に知られている地名（例：いちご（福岡市産））
- 2) 畜産物：主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鶏肉（福岡県））
- 3) 水産物：水域名、水揚げ港名、水揚げした港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名（例：鯛（玄界灘））

#### ・対象原材料が加工食品で国内製造の場合は次のような表示も可能

- 4) 加工食品が製造された都道府県名その他一般に知られている地名（例：小麦粉（福岡県製造））

※対象原材料が加工食品の場合でも、その加工食品に使われた生鮮食品の産地が分かっている場合は、その産地を表示することもできます。

例：対象原材料が小麦粉の場合（原材料名欄又は原料原産地名欄に表示）

原材料名	小麦粉（小麦（福岡県産））
------	---------------

原料原産地名	福岡県産（小麦（小麦粉））
--------	---------------

#### 【原料原産地表示制度に関する問い合わせ先】

福岡県 農林水産部 食の安全・地産地消課 食の安全係

TEL：092-643-3518 FAX：092-643-3573

★食品表示作成マニュアルのダウンロードはこちら

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hyouji-manyuaru.html>

